

待機時間＝労働時間？

いつもお世話になっております。

2015年に病死された運転手の男性(当時63歳)の労災申請につきまして、興味深い逆転認定となりましたのでご紹介させていただきます。

男性は新宿区の車両運行請負会社に13年8月採用されており、神奈川県の子会社の、役員付運転手として勤務されていました。10月10日朝、社長の自宅前に止めていた車内で、心筋梗塞を発症し、お亡くなりされました。

これに対し、労働基準監督署は、待機時間は業務外として労災認定は退けられてしまいました。

その後、ご遺族は東京労働局に審査請求をされていました。その結果、今年3月28日、東京労働局は、運転業務が早朝や深夜に及んでおり、社内や待機スペースで待つ間も移動先の下調べなどをしており、労働時間とすべきだと指摘、死亡前の半年間は月平均約150時間の時間外労働をしていたと認定はした。

本件で注目すべきところは、『労働基準監督署』の決定を、『労働局』が覆った点かと思われ。

つまり、労働基準監督署がダメなら、労働局へ駆け込んでみましょう！ということですね。



メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。